

国総観事第236号

平成19年3月12日

(社)全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

改正標準旅行業約款について

今般、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の3の標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）の一部を改正したところである（平成19年3月12日国土交通省告示第296号）。

については、貴協会傘下会員である第三種旅行者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行者代理業者に対しても周知徹底するようによく取り計らわれたい。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

第三種旅行者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合（既に認可を受けている場合を含む。）を除き、改正後の標準旅行業約款（以下「改正標準旅行業約款」という。）と同一のものに変更すること。

2. 新旅行業約款の設定及び掲示

第三種旅行者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款

(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、平成19年5月11日までに、平成19年5月12日から、旅行業法第12条の2第3項に基づいて、営業所における掲示等を行うこと。

3. 事務手続

第三種旅行業者は、旅行業約款を新旅行業約款に変更することとした場合には、新旅行業約款に変更したことについて、平成19年5月12日から30日以内に、別記様式による届出を登録行政庁に届け出ること。

別記様式

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

(旅行業者) 住 所

氏名又は名称 印

登録番号

旅行業約款変更届出書

旅行業約款を平成 年国土交通省告示第 号による改正後の標準旅行業約款と同一のものに変更したのでこの旨、お届けします。

募集型企画旅行の実施予定の有無： 有 / 無